

令和3年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和3年6月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年6月14日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和3年6月14日		午後2時05分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
△ 不応招	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	7番	源 嶋 た ま み		8番	豊 永 好 人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	—	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課	久 保 田 大		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課	大 石 ・ 恒 松		
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課	山 村 忍	建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	大 森 博 範	農 林 整 備 課	那 須 隆 二		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	立木処分について
議案第 2 号	多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 3 号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 4 号	多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 5 号	令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号	令和 3 年度久米財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号」 立木処分について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第1、議案第1号、立木処分についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番中村正徳さん。

○2番(中村正徳君) 確認の意味で質問をさせていただきます。

立木処分に関しては、入札はどのような方法で行われるのか。落札業者と工期については示されるのか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長(高橋裕子さん) 水田農林整備課長。

○農林整備課長(水田寛明君) それではお答えいたします。

今回の立木処分におきましては、入札の方ではなく、森林組合への委託ということで考えております。

工期につきましては、3月いっぱいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、立木処分については、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第2号」 多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第2、議案第2号、多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、多良木町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第3号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第3、議案第3号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第4号」 多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第4、議案第4号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番源嶋たまみさん。

○7番(源嶋たまみさん) 多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、3点ほど伺いたいと思います。

まず6棟ある上の原特定公共賃貸住宅のうち、1棟が希望により売却されるということで、全協での説明で、620万弱という評価額でした。この金額が高いのか安いのか私にはわかりませんが、当時の宅地の分譲として、最多価格が510万円台となっていました。今回の売却価格は、土地建物の評価額だと思いますけども、上の原団地に住まれている人たちも自分の土地が現在どれぐらいの評価額なのか知っておきたいと思われると思いますので、まず1番目に、土地がいくらか、建物がいくらなのか、その620万弱の内訳を伺いたいと思います。

2番目に、あと5棟残っていますけども、買いたいと言われたとき、その都度専門業者に評価していただくのか。

3番目に、築20年を超えたので、当然建物の評価は下がっていると思いますが、賃貸住宅の家賃の見直しなどはないのか。この3点について伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) それではお答えいたします。

まず最初、1番目のですね、土地がいくらか、建物がいくらなのかについてでございますが、

今回売却します1号棟につきましては、建物が消費税込みの321万8,281円でございます。すいません、すいません、税抜きで321万8,281円で、これに消費税を加えて354万109円でございます。次に土地でございますが、こちらにつきましては非課税となっております、土地代金が評価額が217万8,792円でございます。それ以外に建設当初、上水道の負担金としまして34万9,450円、それから下水道の負担金としまして13万円。これらをすべて合計しまして619万8,351円という譲渡予定価格となっております。

次に2番目に質問がございました、上の原団地あと5棟残っているがという件でございますが、この特定公共賃貸住宅につきましては、今回限りという前提ですね、譲渡を行います。

一応、今後において入居者の方が譲渡を希望された場合が出てくるかと思いますが、今のところ町の方としましては、譲渡については考えておりませんので、ただし今後においてという形で答弁いたしますと、一応その当時、譲渡する当時の価格を出すために最評価を行いたいと考えております。

3番目の築20年を超えたので、当然建物の評価は下がっているが、賃貸住宅の家賃の見直しについてでございますが、こちらにつきましては、本来、上の原住宅の家賃としましては、1号棟が13万6,800円を本来いただくべき金額ではございますが、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の中の14条におきまして、家賃の減額という文言がございます。町長は特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として家賃の減額を行うことができるということで、本来、13万6,800円をいただくべきところですけども、この条例の要綱によりまして、現在4万9,500円と減額をしております。

こちらがですね、一応築後20年経過するまでという経過措置でございますので、今年度新たに20年が経過しましたので、今年の令和3年3月24日に起案をいたしまして、一応この減額期間をまた延長するというので規則の改正を行っておりますので、入居者の方につきましては今現在の家賃でそのまま減額をしていくということにしております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、多良木町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり決定されました。

日程第5 「議案第5号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第5号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 2点お伺いしたいと思うんですが、19ページにあります款の農林水産業費、目の10の農地費。これに給料、職員手当、共済費で2,092万5,000円上がってるわけなんですが、これは機構改革に伴うっていう説明がありましたけれども、これが農業総務

費でなくて、農地費で計上されているその点について、いったいどういう事情なのかということ、それからその下にあります節 10 の需用費の修繕料。この修繕料の内訳について、その 2 点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

1 点目の人件費の件でございますが、こちらにつきましては、農林整備課の方の農地整備係の職員の分のため、こちらの方に計上をさせていただいております。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それではお答えいたします。

農地費の中の節の需用費、修繕料の 200 万円につきましては、既存の予算につきましては、現在、農地の修繕等に使用させていただきまして、もうほぼ使い切ったような状態になっております。

今回の分につきましては、待ち受け予算ということもございますけれども、農地災害において、現地の方が今まだ工事を出さずに待っている部分もございますので、その維持管理等にも使いたいというところでこの 200 万円の方を上げさせていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8 番豊永好人さん。

○8 番（豊永好人君） 1 点ほど伺いたいと思いますけれども、ページはですね、21 ページの中の目の商工業振興費ということで、空き家対策ということで、金額的に 298 万 3,000 円ということで上げてありますけれども、一応あの議会の当日に大体の申請出るとということで、大体あの 4 件ほどその申請が出るということを聞きました。

でこの 4 件の、どういうふうな職種で今度営業されるのか、それについて詳しく説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

ご質問の職種、それとその他の内容につきましてですが、個人の情報でもありますので、お答えできる範囲内でお答えしたいと思います。

まず全体的には 4 件でございます、1 件目が事業内容がリラクゼーションサロンということでございます。それから 2 件目が印刷業及びサービス業ということで、こちらが 2 件目でございます。それから 3 件目がですね、飲食店でございまして、スナック関係でございます。4 件目が斎場でございまして、こちらがそうですね、斎場で何て言いますかですね、ちょっと小さいんですけども場所とかにつきましては葬祭場のそういうところでございます。すいません。以上終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

5 番村山昇さん。

○5 番（村山昇君） 1 点だけお尋ねいたします。

16 ページの目の 8 番ですけれども、ふれあい交流センター管理費 76 万円の補正をしておりますが、これは手数料関係と委託料にはなっておりますけれども、今、休館にしておりますが、このレジオネラのために休館ということですが、施設の修繕あたりについては必要なかったのか。修繕料を上げなくても再開できるのか、その点についてお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

ふれあい交流センター管理費の補正につきましてですが、議員ご質問のとおり、レジオネラ菌の検出ということで今休館中でございます。

今回の補正でお願いしておりますのが、清掃業務委託と施設点検委託の2点が主なものでございまして、清掃に関しましては、先日ご説明をさせていただいたとおり配管、特に循環機あたりの清掃、消毒を念入りにやるということが計画をしているところでございます。

もう1点の施設点検委託でございますが、実はこれあの露天風呂の方で1カ所漏水があつておりますので、ここら辺の点検をこの休館に合わせてやりたいというふうに計画をしているところです。

ほかの修繕等につきましては、予算の範囲内でできるところから今やっている最中でございますので、早急にやるものが出てきた場合には、予算の状況を見て着手をするというふうな計画でおります。もし、予算に足りない場合につきましては改めてまたお願いすることもあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、今の件わかりましたが、もう長年経っておりますので、修繕あたりがたびたび出てくるだろうと思っております。

町民の方々については、言ったならば、すぐこう修繕ができるようなことを思っておられます。行政は予算を付けてから修繕をするということで、そこ1、2カ月がかかるというふうなことで、大変こう町民の方も困っておられる場合もございまして、修繕についてはよろしく願いをしておきたいと思っておりますが、これ今レジオネラで休館ですけれども、この清掃して、いつ頃開館がされるのか、その点について確認をしておきたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） はい、お答えさせていただきます。

今回の補正予算を可決いただいた後に早急に業務の委託をしていきたいというふうに思っております。その委託をした後、水質検査を再度やり直しますが、水質検査に出してから約10日ほどで結果が出る見込みでございます。

その結果をもって保健所との打ち合わせということになりますので、最低2週間、長くて3週間程度は必要だろうというふうには見込んでおります。

○議長（高橋 裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第6号」 令和3年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第6、議案第6号、令和3年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和3年度久米財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第7号」 令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第7、議案第7号、令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第8、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

5番村山昇さんの一般質問を許可します。

5番村山昇さん。

村山 昇君の一般質問

○5番(村山 昇君) それでは、一般質問を行いたいと思います。

その前に、今回一般質問を出しております防災等については、総務産業常任委員会の所属に関する問題もありますけれども、根幹に関する問題でございますので、議長のお許しを得たいと思っております。

まず防災対策等についてということで今回挙げさせていただきました。前回は槻木等の問題について、いろいろ防災については質問をさせていただいたわけですが、今回町長の3月議会の所信表明の中で、7月豪雨に象徴的に見られるように、いつどこで発生するかわからない大規模災害から住民の皆さんの命と暮らしを守らなければなりません。災害に強く人にやさしいまちづくりを進めるという意味から新年度に危機管理防災課を新設しますというようなことを言われました。まさに備えあれば憂いなしというようなこと、また

災害は忘れたころにやってくるということでございますけれども、7月の豪雨はまだ忘れられない状況であります。

そういうことから今年はまだ大きな災害は起きておりませんが、いつどこで起きるか、予断を許さないところでございます。そういうことから、今回は防災対策、また豪雨対策、それから避難所の開設と運営というようなことを含めて、5項目程挙げさせていただいております。

この防災につきましては、防災会議等もう各町村行われたところでございますけれども、危機管理的なこの防災課というのを課に設置したところは、人吉球磨管内では、人吉が防災安全課というような課をもっておりますけれども、町村では多良木町だけが危機管理防災課というようなことで設置をされているようでございます。これはやはり所信表明でも町長が言われましたように、人命をまず守る、そして強い町づくりをしなくちゃならないというようなことの意気込みではないかというふうに思っております。

課に昇格をさせられたこの危機管理防災課。課長も大変だろうと思っておりますけれども、他の町村は総務課が主体でございますので、総務課長あたりがこの問題については対応するわけでございますが、多良木の場合には危機管理防災課長が4月から対応していくというところで、非常に期待をされている課ではないかというふうに思っております。

そういう課の方が新設されて、もう4月からいろいろな対応をされて、それこそ準備に入っておられるだろうと思っております。いろいろな対策が必要だろうというふうに思っております。これは普段からの準備が非常に必要と思われるということで先ほども言いましたようなことで、この4月、5月もう経ちましたけれども、この中で、2か月間の中で、大まかなその活動内容というか、そういう内容が新聞報道でも色々されておりますけれども、その内容等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

この2か月の大まかな活動内容という質問ではございますが、まず職員向けではございますが、令和2年度に整備しました多良木町総合防災情報システムというのを構築しまして、その概要説明を全職員を対象に行っておるところでございます。また5月には災害時に実際にシステムの操作に携わる職員を対象としたシステム操作説明会を実施したところでございます。

また5月16日には、黒肥地地区、久米地区を対象に自主防災組織防災講話と防災マップ作成グループワークを実施したところでございます。続きまして、翌週の5月23日ではございましたが、自主防災組織の代表、区長さんですとか防災士の方を対象に、熊本マイタイムライン作成研修会を開催したところでございます。そのほか町民向けに熊本マイタイムライン作成の要約版を回覧で全戸配布しております。

また、消防団に依頼をしまして、2年前から実施しておりました土砂災害警戒区域にお住まいの方に個別訪問を行っていただいておりますが、今年度におきましては、浸水想定区域内にお住まいの方も加えたところで個別訪問をしていただいたところでございます。個別訪問の際には、危険箇所にお住まいであること、また避難勧告・避難指示が一本化された等のパンフレットの配付、マイタイムラインの周知を図っていただいたところでございます。

それから昨年度購入しました救助用ゴムボートの操作、救助の要領について、分団長及び球磨川沿いの分団員を対象とした訓練を実施しております。こちらには、上球磨消防署から職員2名来ていただきまして、その2名からの指導をいただいたところでございます。この2か月間の大まかな活動内容については以上でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい今、この2か月の間にもう色々な事前の防災行動と申しますか、そういうことでされているようでございます。

多良木町にも自主防災があるということで、各集落そういう自主防災を利用して色々な意識を高めるためにそういう事前の防災についての等がいろいろとされたっだろうと思っております。これは2番目にも出てきますけども、色々と自主防災組織においても、そういう対応についても、準備等について色々なことが必要なことと申しております。

住民の方々については非常にこう不安なところがありますので、多良木町では人命的には7月の豪雨の時にはありませんでしたけれども、なかなか孤立した状態もございましたので、そういうことから準備が必要ではないかというふうに思っております。そういうことから色々な対応について活動をしていただければと思っております。

それから2番目にあげておりますが、これは今年は6月の1日が一応気象の記念日ということになっておると申しておりますが、そういうことから気象観測史上2番目に早いということ、今回梅雨入りがなされております。そういうもう5月から梅雨に入ったと。大体6月の10日前後がいつもの梅雨入りだそうですけども、もう5月中にもう2度も避難指示が出されたというようなことで、この避難に対しても、色々やっぱり早期避難というようなことが常にこう意識を持っていただくためにも、こういう指示を出されたっだろうと思っておりますけれども、この避難指示に対する住民の反応と申しますか、その点についてどういう反応があったかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

5月の2回の避難指示の住民の反応ということで申しておりますが、5月20日と5月27日に避難指示を2回発令しております。避難者数につきましては、1度目が5世帯8名、2回目の27日は避難者数がゼロでございました。

住民の反応ということで申しておりますが、5月20日の避難指示は午後8時に発令しております。発令の時間帯も遅かったせい、避難指示に対する反応は鈍かったように感じたところではございます。自分は避難をしなければならぬのかということでお1人役場に来られて、お尋ねがあったところで申しておりますが、話を聞きますと、その方は土砂災害警戒区域、また浸水想定区域にも住んでいらっしゃるんですね、安全な場所にお住まいの方でしたので、自宅で安全が確保できる方は、必ずしも避難する必要はないということで説明をしたところで申しております。回覧等で周知を図っているところでは申しておりますが、今後も安全な場所にお住まいの方まで避難する必要はないことの周知を図る必要があると感じたところで申しております。

2回目の5月27日の避難指示は午前7時45分に発令しております。こちらは朝早い明るい時間帯での発令であったためか、ちょっと反応はなかったところで申しております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい。今あのもう2回指示が出されたということで申しておりますけれども、この避難指示に対しては、今までは避難の勧告あたりが、今度は避難指示になったという、変わったということで申しておりますけども、これはレベルが4のときの問題だろうと思っておりますけれども、今回は予防、防災は予防というようなことですので、早めに出されたっだろうと思っております。

そういう情報等が県の方からあるいは気象庁から入れば、住民の方々にはすぐまたそういう指示が出されると。また行政は、前回は言いましたけれども、住民を災いなき地におき、災いの前に逃がすと。住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れると。そういうことが県の方からも言われております。これがされなければ、人命が奪われるというようなことまで言われております。7月の豪雨については、こういう事がちょっと忘れられたかしらんけれども、

そういう問題があって人命が奪われたことではないかなというふうに私は思っております。

またこういう豪雨については特性もございますけれども、熊本県辺り、九州辺りについては特にそういう豪雨があるということがございますので、そういうことから予防的なことで、避難というのは大事であろうと思っております。

今後も大雨に対する課の対応があらうと思っておりますけれども、その点について、どういうふうな対応をされていくかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

まず町全体の大雨の対応ということでご説明したいと思います。

今後の大雨に対する対応につきましては、まず警報が発令されますと、第 1 警戒体制としまして警報発令時待機職員当番表によりまして、職員が登庁し待機することとなります。次に土砂災害警戒情報が発表されたとき、氾濫危険情報が発表されたときには、第 2 警戒体制へ移行しまして、先ほどの第 1 警戒体制のほか、各課長、総務・企画観光課から 1 名、建設・農林整備課から 1 名、危機管理防災課から 1 名が登庁しまして、この時点で避難指示の発令を行うこととしております。災害対策本部により自主避難所、指定避難所の開設が決定されますと、各避難所に配置された職員が開設を行います。

危機管理防災課の対応ということでございますが、熊本地方気象台が発表する情報の中に、早期注意情報（警報級の可能性）という情報がございまして、この中の危険度が高まりつつあり、警報に切りかえる可能性が高い注意報、こちらが発表された際には、危機感共有と命を守る災害報道連携会議というものが、Web 会議にて開催を現在されているところでございます。この危機感共有と命を守る災害報道連携会議のメンバーには、熊本地方気象台、国土交通省八代河川国道事務所、熊本県、こちら市房ダムも当然入っておりますが、そのほか球磨川流域市町村などで構成されておまして、各機関の最新の情報を共有することができることとなっております。

その情報を参考に大雨の可能性が高い場合には、早めの避難を促す予防的避難、自主避難の呼びかけ、また警察、消防署、消防団等と連携を密にし、災害対応にあたっていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） はい今、対策をいろいろと対応についても答弁がありましたが、この大雨で言うのは、これは 2017 年だろうと思っておりますけれども、九州北部豪雨から起きました線状降水帯。これは非常にこう集中的に長く大雨が見舞うというようなことで、これがずっと続いて、毎年のようにきております。去年 7 月人吉球磨にもそういう線状降水帯があって大雨になったんだろうと思っております。

これはその後色々研究がなされまして、防災科学技術研究所とか、日本気象研究所あるいは日本気象協会等が研究をいたしまして、自動的にそういう技術が、自動的に出るような、いつどこにそういう線状降水帯が来るというようなことが出てくる技術が開発されたそうです。これは気象庁は 6 月の 17 日からこれを運用をするというようなことが言われております。

そういうことで、レベル 4 以上になりますと、そういう避難指示が出すということでございますので、そういう情報等も充分、気象庁、あるいは県の方からの情報で住民の方々に連絡をしていただければと思っております。

それからこの防災の総合防災マップが配られております。これ、管理課長、防災課長は持ってきておられますか。この中で浸水の想定区域、色分けしてございますけれども、0.5 メートル未満の区域から、0.5 メートルから 3 メートル未満の区域。ピンク色が、0.5 は黄色ですけれども、ピンクがずっと 3 メートルから 5 メートルとかで濃ゆくなっておりますね。これを管内図に載せてありますけれども、町筋でも黄色よりもこのピンクの色が濃ゆくなっている

箇所が多いわけですがけれども、この0.5未満とか、0.5から3メートルっていうの、3メートル以上、3メートルから5メートルというのがどの程度でなるかというのが住民の方々にはなかなか判断がしにくいんじゃないかなというふうに思ったわけですがけれども、これ0.5というのは1階に床下浸水とかですね、それから0.5から3メートル未満が1階の床上浸水になるんだと、3メートル以上になると2階がもう浸水するんだということになるんです。

ですからこの色分けを見ますと多良木町にもピンクの3メートル以上5メートル未満という箇所も見られるわけですがけれども、これはもう2階まで、2階が浸水するような色になるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、0.5メートル未満でも地上が浸水すると地下にも一気に水が流れ込んで、地下からの脱出は困難になるというような状況だそうです。車でも避難が危険な場合があると、0.5メートル未満でも。

もう浸水の深さが膝上になると、徒歩によつての避難は危険だというようなことです。黄色の地域においても、車でももう避難がされない、あるいは徒歩でももう膝上になると危険である。ほつて避難が遅れた場合にはもう自宅の上の方に避難を、移動をしなくちゃならないというようなこと。

と0.5から3メートルというのは、もう1階の住民は床上浸水になりますので、非常にこう危険になるというようなことで、もう食べ物とか水とかを持って2階の方に避難をしなくちゃならないような状態になるというようなことで、そういう身を守るためのポイントといいますか、そういうのもこの中にちょっと入れてあればなあというふうに思ったわけですが、そういう避難をする事前の情報とか、また住民の方の身を守るそういうことについて、どのような対応をされていくのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

先ほどの質問でもお答えしましたように、消防団の方ですね、浸水想定区域内の方には防災マップあたりを一緒に見ていただきまして、どこまで浸かるとか、そういった周知はしていただいたところでございます。

また今後につきましては、今年度リアルハザードマップというのを作成を考えております。リアルハザードマップと申しますのは、例えば電柱に最大想定浸水深を、どこまで浸かるところで印をつけた表示を考えているところでございます。

今後におきましても、先ほど議員から申されたような、何メートルから何メートルというパンフレットなりをまた回覧等で周知をしていければと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい。もう消防団等でそういう地区については、別に回っておられるということでございます。まあうち辺りはちつと高見でございますので、心配はないというな事で来られてないだろうと思っておりますけれども、そういう箇所については回っておられるということでございます。

また、そういう地域の住民の方々には、今後もそういうことについては消防団を通じながら、また自主防災の組織の中からも通知をしていただきたいというふうに思っております。

それから3番目の、これは6月7日の日に行われたということですが、防災会議、水防会議が行われたということでございます。今後多発すると見られる災害に対する対応で、去年も孤立をした地域がございますけれども、そういう地域での怪我人、あるいは人的被害、これは生命が一番でございますので、そういうのを防ぐために考えている対策はどのようなものがあるか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

令和2年の7月豪雨では長期間、槻木地区が孤立しております。

槻木地区に関しましては、現在 2 カ所のヘリポートがございまして、非常時にはヘリで怪我人や物資を搬送することを想定しております。また食料・飲料水につきましては、事前にお渡ししているところでございます。

昨年7月の豪雨による孤立の際には、槻木地区緊急時対応マニュアルを作成いたしまして、槻木地区の各戸へ配布をしておるところでございます。内容につきましては、火災発生時、それから緊急対応としまして重病・重傷者などの体を動かさない場合、軽症で体を動かせる場合の対応、それから車両事故、倒木による下敷きなどの救急対応などに分けてマニュアルを作成し、周知をしたところでございます。火災時につきましては、西諸広域行政組合消防本部、小林消防団、西米良消防団と連携して対応することとしておりました。それから救急時につきましても西諸広域行政組合、上球磨消防組合と連携し対応するというようにしていたところでございます。また軽症の場合につきましては、上球磨消防署は県道の路肩決壊現場まで急行いたしまして、槻木地区の方からは消防団員が患者を搬送し、乗りかえて病院へ搬送するというように対応をしておりました。

町としましては、孤立する前に避難していただきたいというところではございますが、もし孤立した際には地元区長と連絡をとりながら、また昨年作成しました緊急時対応マニュアルをベースに、上球磨消防組合、西諸広域行政組合等の協力を得ながら対応していきたいと考えております。

町としましても、特に災害リスクの高い自主防災組織については、積極的に研修の開催について依頼をし、自分の命は自分で守る、自分の地域は自分で守るという防災の基本理念に基づきまして、住民一人一人の防災意識の向上に努めていければと考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） はい。今、孤立したときの対応についてはヘリあたりを、防災ヘリあたりを利用しながら対応をして生命を守るというようなことに対策をしているというようなことではございますが、今こういう、やっぱり去年もありましたように、孤立する前に避難をした方が良いわけですけれども、地区によっては危険性がないと思ったというようなことで、これは球磨村のその後のアンケート等でもありますけれども、そういうのは考えたことがなかったとか、危険性が無いからというようなことで、そのまま避難せずにおられた方がやっぱり孤立状態になって、生命を失うというようなことになるというふうなことが出ております。

これはもう結果ですけれども、やっぱりそういうことがならないような対応については、特に危機管理防災課ということでございますので、今後においても、そういう対策については、普段から色々な面から考えていただきたいというふうに思っております。

それから 4 番目にもう行きますけれども。

○議長（高橋 裕子さん） 村山さん。1 時間ほど経ちますので、休憩を入れたと思いますけれども。

○5 番（村山昇君） 休憩をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 58 分休憩）

（午前 11 時 05 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。5 番。

○5 番（村山 昇君） ちょっと 3 番の防災会議のことで、あと 1 点だけ確認をしておきたいと思いますが、この防災会議に出席された団体、特に多良木町の団体のところで、避難所あたりを設けたりしている学校とか商工会、あるいは団体の中の商工会、JA、森林組合等が入っておりますが、そういうところにはこの防災無線等については設置してあるのか。その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

ちょっと商工会とかは把握はしておりませんが、必要であればすぐに設置はさせていただきたいと考えております。

学校等にはしているところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） ちょっと今、商工会、森林組合あるいは JA、それから各学校。学校はもうしてあるということですね。やっぱり避難所あたりにしてあるところについては、特に必要ではないかというふうに思っております。そういうことで、してなければ対応を、できれば対応をしていただきたいというふうに思っております。

それから4番に入りますが、災害が起きますと、災害対策本部というのが置かれます。住民の避難が必要と判断した場合にはそういう対策として、多くの住民の方に避難をしていただく、される場合があります。

避難所としてはこのマップの方にもあげておりますが、避難場所と避難所というのはちょっと違うわけですが、避難所の場合ですね、その確保というのはいまこれに書いてある分で大体されると思いますけれども、非常にこう多くの方がされた場合には、一応、一時避難場所あたりにしてある公民館、それから今町営住宅等も空き家等もあるかと思っておりますけれども、そういう箇所についても避難所として準備をしなければならない場合が出てくるかもしれません。

これは人吉とか球磨村あたりについてはもうそういう箇所についても色々な浸水あるいは崩壊というようなことが起きておりますので、なかなか準備もしてもだめなところもあるかと思っておりますけれども、そういう箇所について、特に町営住宅等が空き家で、そういう避難場所に使われるものなのか、そしてそういう場所が今箇所ごとに何戸ぐらいの空き家があるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

現在、町が指定しております避難所では全ての住民が避難するということはできないかと思っております。そういった際には、公民館等を一時的に活用して避難所として運営していくことになるかと思っております。

町営住宅の活用につきましては、空きがある場合には使用することとなるかと思っておりますが、管理課である建設課との協議が必要かと考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） 公民館については分館長の色々な指示によって、避難所としても利用されることができるということですが、町営住宅については建設課の方と協議をしてということですが、建設課長、これ協議された場合に使われるのか、またそれとも避難所としてはもう使えない、建てかえの時期の部分だけが空き家になつとるとか、そういうことがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） 建設課より町営住宅の件についてお答え申し上げます。

町営住宅につきましては、6月8日現在でございますが、入居可能な空き家としましては、全部で21戸でございます。21部屋ですね。まず仁原川団地が3戸、小堤第1団地が1戸、桜団地が2戸、馬場田団地が1戸、菰無田団地が1戸、時出団地が7戸、天神原第1団地が4戸、天神原第2団地が1戸、覚井団地が1戸の21戸でございます。

それ以外に、政策空き家としまして現在25戸がございます。小堤第2団地が5戸、小林団地が10戸、菰無田団地が6戸、小田団地が3戸、天神原第2団地が1戸、合計の25戸が政策

的空き家として空いている、空き家になっておる状況でございます。

こちらの現在空いている町営住宅を避難所として使えるかどうかということでございますが、先ほど危機防災管理課長が申し上げましたとおり、まだ協議が済んでおりませんので、私どもの方としては、今現状では町営住宅を避難所としては想定はしておりません。

町営住宅、いわゆる公営住宅におきましては、住宅困窮者への住居の提供ということで、災害が発災した場合に、住居が滅失、損失等した場合に、住宅に困窮することが明らかな住民から優先して、町営住宅への入居希望があった場合は、そういう方々を先に入居させる場合がございますので、そのためにも町営住宅としては避難所ではなく、そういった住宅に困窮する方を入居させたいと、現状では考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） はい、避難所としては準備はしていないけれども、災害で住宅が崩壊、決壊いろいろした場合に、住宅に困窮される場合には、今回は人吉球磨でも仮設住宅等が大分出来ましたが、そういう代わりにはできないということだろうと思いますけれども。

今、入られるのが 21 戸もあつとに困窮者が少ないということでこういう空き方がしているのか。また 25 戸、これ足しますと、46 戸が空いとるとというような状況ですけれども、今住宅が不足はしていない、困窮者が少ないということですかね。

こら別の方向から尋ねますけれども、そこまで尋ねてみらんと、どんでん何で空かしたのか、入らるつとに。そんな災害で家屋が流されたり困窮が出た場合のためにとっておく住宅ではないわけでしょう。でくれば入れて家賃とった方がよかったですよ。そういう何か理由があれば。

これはちっと方向が違いますけれども、せっかく説明がありましたので聞いてみましょう。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） お答えいたします。

現在入居可能戸数が 21 戸ということで、ご質問がなぜ空けてるのかというご質問がありましたけれども、入居の申し込みをされて案内をしても、こちらではなく、もっと違う場所がいいというふうなことでお断りをされる場合がございます、空いてますからどうですかと、空き家・空き部屋を案内しても、入居申し込みをされた方から断られているというのが今現状でございます。

ですから、わざと空けているわけではございません。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） 断れるということは、困窮しとらんちゅうことですか。困窮しとる人はどこでも入るわけですよ。住宅は選ばんですよ。特に桜なんかは、と馬場田とかこういう仁原とか、それと覚井団地、これは一戸建てですけども、そういうところは色々ありますので、困窮がされてないというようなことだろうと思います。

そういう箇所については、大規模災害等で家が決壊、崩壊した場合にはそういう人達は優先的に協議すれば入れらるつとというようなことで、避難所としてはないけれども仮設団地的にはそういう箇所も使われるというようなことで理解をしておきます。

今、住宅についてはそういうことで、長期の場合には、仮設団地的に施設的にされるということでございますけれども、他の避難所において、長期に及ぶ場合の対処といいますか、どういうふうなことが、防災課長の方にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

避難所につきましては、避難所運営マニュアルを作成しておりまして、そのマニュアルに添い運営していくこととなるかと思っております。

避難生活が長くなりますと、避難所運営委員会を設置しまして、住民による自主運営体制

を図ることとなるかと思えます。

そういったためにもですね、今後訓練等を積み重ねていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） 今あの避難所等については答弁がございましたが、このあの避難所のための訓練、あるいはそういうことを地域防災組織あたりで各地域がされる場合に、避難所として指定をしてあります各学校、それからこれは高等学校もあります町民体育館、一時的に避難場所としてされる箇所、そういう箇所の責任者等もそういう訓練をされるときには、日曜日がほとんどだろうと思えますけれども、一応誰か参加をしていただくような体制をしておかないと、避難所はここですよという事で住民の方ばかりに言っても、いざ避難した場合に、その管理者あたりがおられん場合には、どういうふうな対応をしいのか、早く 2 階に行ってくださいとか、この部屋に行ってくださいとかというような箇所もあろうと思えますので、そういう訓練の時の各避難所の責任者あたりの対応についてはどのようなことを考えておられるか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

議員が申されるとおり、避難所の施設の管理者あたり、また各公民館等の区長さんなり、鍵の問題等がございますので、そういったところも含めたところで今後、総合防災訓練なり、各自主防災組織での訓練等で訓練しながら、いざという時には対応していけるように体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5 番。

○5 番（村山 昇君） はい、ぜひそういう避難所あたりのことについては、責任者あたりも訓練等には日曜日あたりで大変酷であつかもかもしれませんけれども、訓練の中に入れていただければと思っております。

それでは最後になりますが、災害時に必要な備蓄倉庫、備品、備蓄品目等、現在町において用意しているものはどのようなものがあるかということでございますが、これあのこのマップの中にも色々な避難所において、持っていくもの等が書いてありますけれども、色々な物を、準備する物を書いてございます。

非常時持ち出し例ということで、準備するものが書いてございますが、避難所に前もって準備をして 3 日分ぐらいは我が家にできるようにちゅうなことまで書いてございますけれども、こう 3 日の品目だけは、最低生活ができるようなことで、こう色々書いてございますけれども、もし 5 人家族、夫婦、また子どもの乳幼児がおった場合、それにお年寄りがおった場合、5 人家族ぐらいでどの程度この 3 日間を過ごすためには必要なかというのが、品目はここに書いてありますけれども、なかなかどの程度取っつけばよかかなというのがちょっとこのマップではありませんので、この件についても色々情報あたりは入れていただければなど。

それを使った場合にはまた買って準備をしておくとか、そういうふうなことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思いましたので言っておきますけれども、現在用意している物、どのようなものがあるか。備蓄倉庫、備品、備蓄品ですね。そういうのを町として準備しているものがあれば、内容をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

まず備蓄倉庫でございますが、社会福祉協議会の横と多良木町武道館の下、黒肥地小学校、久米公民館、研修センター裏、えびす神社裏の現在 6 カ所を整備しているところでございます。

備蓄品目としまして、主なものとしては、食料、飲料水、段ボールベッド、毛布、発電機、救急用品、水防資機材等を準備しておるところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい今、倉庫は6カ所、備品等について備蓄品については色々、食料品、水等が言われましたが、備品について、この前ボートの訓練等も行われておりますが、ボートは今言われましたかな。単車もなんかあるというふうに聞いたっですが、単車、それは備品じゃなかつですか。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

救助用ボートにつきましては、4艇昨年度購入しまして、現在えびす神社裏の方に備蓄しているところでございます。

バイクですね、原動機付自転車でございますが、こちらは3台益城町からいただきまして、備蓄しているところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい。これはちょっといろいろ情報がありましたから、私の方から聞きましたけれども、新聞等でもボートの、消防団の方で訓練がなされたようでございますけれども、そういうボートも用意しておるし、またバイクも車で行かれないところはバイクあたりで行くというようなことだろうと思っておりますけれども、そういう普段の点検等についても十分、即、動かれるようなことでしていただきたいと思っております。

またこの備蓄品の中に色々ありますけれども、この内容等を色々書いてございますけれども、ここに女性の目でというようなことで書いてありますが、これには女性や子ども、特に乳幼児の問題もありますけれども、そういう方、それから高齢者等も含んだところで、色々な目線でこの備蓄品についてはしてあるだろうと思っております。

そういうことから、こういう内容の、準備できるこういう物のチェックについて、そういう選定をされたメンバーの中には女性も入っておられるだろうと思っておりますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

備蓄物資の選定につきましては、主に防災担当で行っておりますが、昨年は管理栄養士に意見をお聞きしまして、粉ミルクを購入しておるところでございます。

今年度も備蓄物資の購入につきましては、予算の計上をさせていただいておりますので、さらに危機管理防災課には女性職員も配置されております。その他、女性の保健師、管理栄養士、福祉関係の職員など、さまざまな角度から女性の意見を取り入れた備蓄品の購入を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 5番。

○5番（村山 昇君） はい、今、備蓄品等についても、女性の職員等が入って、色々な女性の目、あるいは乳幼児、あるいは高齢者等の問題等も考えて備蓄品をしているというようなことで、こういう避難場所、避難所、避難場所には要りませんが、避難所についてはこういう対応が即出来るというようなことだろうと思っております。

そういうことで危機管理防災課におかれましては、万全の体制でやっておられると。いつでも避難だけで、生命が守られるというような体制だろうと思っておりますので、町長以下、いろいろ職員の方々、今回今からがまた本番の災害等は、自然災害があります。地震については即やってきますので、それこそ体一つで避難所に駆け込む場合がございます。そういう対応等について、普段からの準備が必要じゃないかということから、今回、防災対策等について質問をさせていただきました。

そういうことから今後の大雨等には十分私たちも気を付けながら、議会としても対応をしていくつもりでございますので、町民の皆さん方にもご協力をお願いしながら、この危機管理防災課長がスムーズに是非ができますことを祈念いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長（高橋 裕子さん） これで、5 番村山昇さんの一般質問を終わります。
次に、9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。
9 番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

- 9 番（久保田 武治君） それでは通告に従って質問いたします。

まず最初のハザードマップについてということであげてます。ハザードマップについては、先ほど同僚議員からも幾つかの点で質問もあって、重なる部分もあるかもしれませんが。

まず一つ。多良木町総合防災マップでは 1000 年に 1 度の想定しうる最大規模の降雨に対するハザードマップということになっておりまして、今年配布をされました。そこで今後の活用、対応策についてはどのようにお考えかということなんですが。

平成 27 年 5 月に水防法が改正となって、それまでの洪水の予測を 50 年、100 年に 1 度としていたものを 1000 年に 1 度の洪水に変更し、それに対応するハザードマップが作られるようになっていきます。

国交省によりますと、この想定最大外力、洪水、内水は、現状の科学的な知見や研究成果、水利観測、気象観測等の結果を用い、現時点においてある程度の蓋然性をもって想定しうる最大規模のものとして設定しているというふうにしていきます。つまり、実際に起こりうる洪水だということになると思います。

また全国の統一的な手法として設定。日本を 15 の地域に分け、過去に観測された最大の降雨量とする。つまり過去のデータを用いるということです。このため、気候変動による今後の洪水量を反映したものとはしていませんというふうに言っています。気候変動により今後私たちが遭遇する洪水は、1000 年に 1 度の洪水異常になりますから、これまでの経験や想像を遥かに超えるものになるってということも言えると思います。

そこで、まずこうした洪水に対応するため、多良木町でもタイムライン、マイタイムラインの作成を始められ、先月区長などの参加でマイタイムラインの研修会も開かれたというふうな答弁もありましたが、今後どのように進められていくのか、その点についてまず伺いたいと思います。

- 議長（高橋 裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。
椎葉危機管理防災課長。

- 危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

ハザードマップの今後の活用ということでございますが、まずは各世帯において自宅が浸水想定区域ではない、浸水想定区域に位置しているかを確認していただきたいと考えております。また、こちら繰り返しの答弁にはなりますが、消防団に依頼しまして、浸水想定区域にお住まいの方につきましては、戸別訪問を実施しまして、このマップを活用しまして、浸水想定区域内にお住まいであることの説明を行っていただいたところでございます。

自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、自助、共助の精神が災害被害を軽減するために非常に重要でございますので、マップの内容について家族で話し合い、自然災害から身を守るためにあらかじめ一人一人の避難行動をまとめておくマイタイムラインの作成の際にも活用していただきまして、平時からの備えや早期避難の検討、様々なケースを想定した災害への対応としての材料としまして、活用していただければと考えております。

また各自主防災組織におかれましても、組織ごとに作成する地区防災計画の作成に活用していただければと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、先ほど同僚議員の質問にもリアルハザードマップの答弁がありましたが、茨城県の境町では、利根川が氾濫した場合に、今住んでいる地域にどれくらいの水が来るのか、電柱表示をしているということなんですね。国交省も電柱や看板等に表示する方法を具体的に示しております。

本町でも実施できないかということでの質問だったんですが、先程進めますということでしたので、これは町民の防災意識をですね、視覚的にも高めるという意味では、非常にやっぱり意味があると思いますので、その辺について今後どのように進められていくのか。

つまり、まずは危険度の最も高い地域をまず鍵にして進めていくってということが大事ではないかと思いますが、その点についてはどんなふうにお考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

リアルハザードマップの整備ということでございますが、今年度の予算におきまして、一応 150 万円を計上させていただいております。1カ所当たり 2 万、3 万円ということで今見積もりいただいておりますので、50カ所程度整備ができるのではないかと考えております。

球磨川沿いとか非常に浸水深が深いところですね、そちらを優先的に整備を進めていければと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ハザードマップとの関係ですが、2つ目の項目になりますけど、市房ダムの緊急放流時にどこまでの浸水を想定しているのかということで、今年の豪雨で、7月4日市房ダムの緊急放流予報が流れて、テレビでも今すぐ命を守る行動をとってくださいとの報道が繰り返しなされました。緊急放流されたら多良木も危ないと、多くの人が思われました。

県の河川課開発班の職員にお尋ねをいたしました。市房ダムの雨の最大流入量は 1300 ミリで、今回の流入量が 1235 ミリ。7月3日の 15時から7月4日午前2時頃まで毎秒 650 トンの予備放流を行っていた。緊急放流の最大量は毎秒 700 トンの予定だった。もし緊急放流しても多良木地点では溢れていないという回答でした。

しかし逆に言うと、緊急放流に近い量を下流に流し続けていたということになります。大量の雨が降り続き、市房ダムのゲートを最大開けた場合、毎秒 2000 トンの水が流れるということだそうです。緊急放流の 3 倍近い量が一気に流れ出すということになるんじゃないかと思うんですが、緊急放流されて堤防から水が溢れた場合、堤防が決壊して洪水がおき、本町ではどこまで浸水するのか、これは知りたいと思うのは当然ですね。

そこで、ここでお尋ねしても当然そのお答えになれるような内容ではありませが、私は県に予測値をですね、出すように求めて頂きたいというふうに思ってるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

町の方ではですね、なかなか想定が難しい部分がありますので、このあと県の河川課の方にお尋ねしておりますので、その回答を答弁させていただきたいと思っております。

令和 2 年 10 月 6 日に開催されました令和 2 年 7 月球磨川豪雨検証委員会の資料におきまして、令和 2 年 7 月豪雨では、7月3日 15時から7月4日 2時頃まで、予備放流が実施されております。この予備放流を実施したため、異常洪水時防災操作、緊急放流でございますが、こちらには至ってないということでございます。

この予備放流を実施しなかった場合には、異常洪水時防災操作を開始する水位を超えたとする試算を発表されております。しかしながら、異常洪水時防災操作を実施した場合でも、最大放流量地点、これ4日の10時時点でございますが、その際の多良木観測所の計算水位は3.96メートルとなりまして、4日の8時30分時点の最高水位4.21メートルを下回る試算となっております。

こういった試算をですね、参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今の課長の答弁は、私が県に問い合わせた内容をそのままの今繰り返し返り答弁されたものですが、私はやはり県にですね、ダム管理所は県の責任ですから、そういう情報なんかもですね、やはりしっかりと積極的にやっぱり収集していただきたいというふうに思っています。

そのことをですね、求めて、2つ目の川辺川ダム問題について移りたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番久保田さん、2番目にいきますか。ここで暫時休憩を入れたいと思いますけれども。

休憩を入れてよろしいですか。休憩いれますね。よろしいでしょうか。

昼食のため暫時休憩といたします。午後は1時より開始いたします。

（午前11時48分休憩）

（午後01時00分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。9番。

○9番（久保田 武治君） それでは二つ目の川辺川ダム問題について伺いたいと思います。

まず一つ目の国土交通省は、昨年7月の豪雨の1.3倍の雨量で川辺川ダムの緊急放流を行うというふうにしてしています。ダムの危険性を問題視する声がある中で、球磨川流域治水協議会の一員として、町長がどのようにお考えかということなのですが。

川辺川ダムが流水型になっても、従来のもので、計画をベースにした場合に1.3倍の雨量で川辺川ダムの緊急放流を行うというふうに国交省は発表しているわけですが、これまでも述べてきましたように、昨年7月、川辺川上流は中流域に比べて雨量が少なかったというふうに言われています。その1.3倍の量で緊急放流が行われるとすれば、今後の異常豪雨の中では、たびたび緊急放流が起こりうるということによって、ダムが危険なものになってしまうという声もあがっています。

国交省は、このことを流域治水協議会の中でも報告をしましたが、その後データを破棄したということが報道されました。都合の悪いことは隠してしまう、今の政権のやり方ではないかっていう批判も出ています。タイムラインの考え方も、大洪水では逃げることを前提としています。

町長は治水協議会の一員として川辺川ダム建設について何回もお尋ねしましたが、下流の方の水流がですね、軽減されるのであれば、ダムについてもそれはというふうな答弁をされてますが、現時点で川辺川ダム建設についてはどのようにお考えになって、どのように今後対応なさっていくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 質問の内容がですね、国土交通省は昨年7月の豪雨の1.3倍の雨量で川辺川ダムの緊急放流を行うとしてしていると。ダムの危険性を問題視する声もある中で、球磨川治水協議会の一員としてどのようにお考えかということですよ。

実は私あの何もしないのが1番危険だと思うんですよ。この間のデータの件についても後で公表されましたよね。あれは言われたから多分公表したんだと思いますけど。当初は公表してなかったんですが、後で色々ありまして、そういうのがあるんじゃないかっていう話

になって、後で国土交通省はあれを公表をしております。

実は私、6月9日の熊日新聞で人吉総局の中村勝洋さんという方が、記者の方がですね、これまでの自分たちの連載を総括してまとめを書いておられるんですね。この人の言うておることは非常に重要だと思いましたので、ちょっと読ませていただきたいと思いますと思うんですが、取材の中で、ある遺族が打ち明けた。スマホのメールが繰り返し鳴ったけれども、またか、どうせ大したことはないと思った。と迫りくる危険を現実として捉えられなかった。自宅は一気に浸水し、大切な家族を失った。避難して無事だったある被災者は、逃げたから自分たちは助かったと言われました。人吉市の防災担当者は、避難すれば犠牲者は多分ゼロにできたはずだと。そういうふうに言われたと。自分としてはその通りだというふうに思ったということですね。

治水のあり方が問われておりますけれども、もう一つ問われているのは自分たちの意識、逃げるという意識であるということをお聞きしております。6月9日の新聞です。

私もこれ読んでまさにその通りだなというふうに思います。今、球磨川治水協議会、それから熊本県、国、8つの何て言うんですか、流域治水の対策を行っておられます。まずあのダム流水型の新たな流水型ダムというのがきてるんですけど、そのあと河道掘削、それから樹木の伐採、それから引堤ですね、堤防を引く。それから堤防のかさ上げですね。それから輪中堤、それから今テレビでよく言われている田んぼダムですね。それと遊水地、こういったものが今、色々対策として取られてるんですが、今あのお尋ねのですね、国土交通省の方から1.3倍という話なんですが、国土交通省の方からは令和2年7月豪雨を上回る洪水を想定したダムの洪水調節の効果について公表がなされております。これ公表されてます。

それによりますとですね、従来から検討されてきた貯留型の川辺川ダムの洪水調節ルールを用いて、利水容量ですね、これは利水はなくなりましたので、その利水の容量をすべて洪水調節容量に活用した場合ですね、一緒、一緒にもう全部洪水調整に活用した場合に、令和2年7月豪雨のよりも洪水を上回る洪水として、今おっしゃった降雨量を1.2倍、1.3倍、1.4倍、1.5倍というにした時の4つのケースを設定して、どの規模の洪水までならば洪水調節が可能なのか、どの程度の規模で異常降水時防災操作に移行し、その場合のダムのちょっと下流ですね、すぐ下の下流、それから下流域各地点の流量はどうなるのかを感度分析っていうやり方があるらしいんですが、この感度分析というのは要するに計画とか予想を立てる際に、ある要素、要するにあの変数とかパラメータなんかを用いて、あるいは予測値から変動したときに、最終的な結果にどのような影響を与えるのかっていうのを今そういう分析の仕方が、感度分析っていうのがあるんですけど、これによりますとですね、この感度分析の結果、議員のおっしゃる通り降雨量が1.3倍のケースでダムは異常洪水時防災操作に移行するということだそうです。

しかし、ダムの容量が非常に大きいです。今白川に黒川と白川が合流して白川になったところに立野ダムが建設されておりますけれども、これネット検索しますと、有効貯水量が800万トンです。これに対して計画が、

○9番(久保田 武治君) 町長の考えを聞いてます。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 予定されていた川辺川ダムの貯水量は約10倍ですね。仮に建設されていたならば、貯水容量で立野ダムと比較した場合、それだけ大きなダムになっておりますので、異常洪水防災操作への移行は洪水末期となる場合にはですね、下流のピーク流量には影響しないというような結果が感度分析で出ております。

いずれにしても新たな流水型のダムの諸元ですね、要するにスペック、性能、そういうものが分かった時点、あるいは洪水調節ルールが決まった段階でダムの洪水調節計画の対象となる洪水を上回る規模の洪水などを対象とした洪水調節容量、この効果の推定を行って、異常洪水時防災操作への移行の有無あるいは異常洪水防災操作を行った時のダム直下流、ある

いは下流域の下流地点の流量などを検討の対象に入れて、国土交通省では洪水調節効果とあわせて同時にですね、ダムの限界についても公表するというふうに言っておりますので、球磨川流域治水協議会の一員としてですね、それを注意深く見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 結局その九地整がですね、この前一回治水協議会のなかに説明をしたものを破棄したっていう問題が出ましたけども、この中で異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流に対する住民らの懸念は重々承知しているというふうなことを言ってます。今回もですね、流水型ダムであっても緊急放流の可能性は否定しておりません。ですから、今、町長いろいろ答弁されましたけど、国交省のですね、いわば説明を丸のみにしたままで治水協議会がですね、動いていくとすればね、私はこれは大変問題になるというふうなそういう立場で今の問題を指摘をしているわけです。

そこでですね、二つ目に移りますけれども、川辺川ダム建設を予定するとすれば、新たなダム計画になると思います。法に基づく環境アセスメントが必要、そういうふうに今思うんですがどうかっていうことで、住民の反対多くある中で、国交省が着々とダム建設を進めている、そういう方向に行っています。

しかし多目的ダム法による川辺川ダム計画は白紙に戻っております。今回国が進めようとしているのは、河川法に基づくダムで、新たなダム、そういう計画になると思います。過去のダムは法に基づく環境アセスメントの対象外でしたが、今回の計画には地域の環境を最もよく知って、環境変化の影響を真っ先に受ける住民参加を前面に打ち出しているアセス法で環境アセスメントを実施すべきだというふうに私は思うんですが。

というのですね、旧川辺川ダムをめぐるっては、市民団体が法に基づくアセスを要請しました。しかし国交省は計画の策定期間が法の施行前だったということも理由に拒みしました。そこで住民団体は独自の調査に乗り出しました。工事用石材をとる山にクマタカが生息していることを確認しました。そのことを受けて国交省が岩石山って言うんですが、そこからの碎石を中止した経緯があります。

つまり、住民の声をしっかりとアセスに生かすために環境アセスメントをですね、やるべきだっていうふうに思うんですが、一応、法に基づく環境アセスと同等のものをを行うというふうに国交省は言ってるんですが、同等なものなら、なぜ法に基づくアセスではいけないのか。流水型ダムが環境に与える影響、国土調査から20年も経過しています。

住民の声にしっかり向き合って真摯に調査に取り組むことが求められていると思うんですが、そういう意味ではひと事ではなく、町長も当事者として法に基づくアセスの実施を求めてほしいと思うんですが、そのアセスの今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 国土交通省の言うことを丸のみにしているわけではないんですけど、先ほども言いましたように注意深く一応見ていきたいということです。

実はですね、川辺川ダム促進協の方ではですね、法に従った、やはり人の命が1番大事だということで、余り時間はかけられないっていうのが基本的な立場ですので、環境アセス法には該当しなく、さっき議員おっしゃったとおりですね、環境アセス法にはもうしなくてもいいようになってます。附則の方で、もう決める以前にある程度やっているとということと、法的にはですね、環境影響評価という法律ができる前から事業が進んでいるものについては対象外になるために、環境影響評価は必要ないというのが法律の附則に書いてあるんですね。

ですから法的には環境影響評価、環境アセスメントはする必要がないって言うてないんですが法的にはそれはしなくてもいいという形になってますけど、川辺川ダムについては、今取りつけ道路とかですね、それから収用、そういったダム本体工事以外はほとんど80%から

90%でき上がってますので、ですからもう事業が進んで、そういう新たな流水型ダムを造るにしてもですね、法的には必要ないということ、そういう見解です。

つまり新たな流水型ダムの環境影響評価については、このダムは環境影響評価法も施行前から関連工事が進められておりますので、環境影響評価の対象外となるというのが、普通に考えたときの法と照らし合わせた時の考え方ですね。

しかし、県知事の方からもですね、国土交通省に対して、環境影響評価やってほしいと、蒲島知事は言っておられます。これあの最初に表明された時からそういうふうに通っておられますし、それを受けてですね、国土交通省と環境省の方で話をされて、それで環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することになったというふうに通っております。これやるということですね。

具体的には環境影響評価の各段階で県知事は流域市町村長の意見を聞くことになっているようですので、そのような過程の中ですね、国の対応について注視していきたいというふうに通っております。であのう生き物の命をですね、軽んずるつもりはありませんけれども、クマタカと人間の命を比較した場合はですね、やはり人間の命の方が大事であるというふうな認識は通っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 環境とですね、命を守るというふうに蒲島知事も言われてるわけですが、環境を守るのであれば、先ほど言いましたようにね、本当に地元の状況をよく知ってる、そういう地元の人たちの意見もしっかり聞いて、やはりちゃんとしたアセスをですね、求めるべきだというふうに思います。

というのは前々議会で指摘しましたように、ダムサイトの予定地、熊大のですね、名誉教授が土地の脆弱さも指摘しています。そういうことも含めて、やはり民間のそういう知見者、学者、そういったものも含めたアセスをやるべきだというふうに私は申しあげて 3 番目の質問に移ります。

校則問題についてです。まず一つ目ですけど、校則見直しへの関心が全国的に広がっております。その背景についてどのような認識をお持ちかということで教育長にお尋ねしたいわけなんです。

頭髪やソックスの色、長さをはじめ、頭のとっぺんからつま先まで規制、児童生徒のプライバシーや人権に関わる不合理な校則が問題する中で、校則を児童生徒が主体となって見直す動きが広がりつつあります。行政でも熊本市では、市の教育委員会の舵取りで 4 月から校則制定変更の児童参画の義務化、髪の毛、地毛も含めてですけども、色に学校の承認を必要とするなどの人権侵害につながる規制は必ず改定するように求めて、校則の公開を促すガイドラインを作成したというふうに報じております。

そこで教育長は校則見直しの動きやその背景について、どのような認識をお持ちかまず伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 失礼します。学校の校則についてのお尋ねであります。私も学校現場に 40 年近く勤務をしてまいりました。その間校則に関わる色んな問題が発生いたしまして、その都度協議しながら対策を講じてきたわけでありましてけれども、これは古くて新しい問題でもあると思われまして。

私たちが多良木中学校の生徒である頃もこの校則はちゃんとありまして、週に 1 回か月に 1 回はチェックが行われておりましたですね。頭髪、服装、靴下の色、色々ありましたけども、頭髪は一枚、二枚はいいけど、三枚刈りはダメぞとかですね、刃の厚さによって髪の毛の長さが変わってきますので、三枚でやって行ったときはやり直しとかですね、ありました。それからズボンの裾の広さ、これがラップズボンになっとればダメぞとか。靴下の色は白で、

青はいかんとか色々ありました。なんで白は良くて青はダメなのか、色に良い悪いあるのかってそういう疑問を持ちながら子どもの頃に思っておりましたけれども、今でも各学校でこの校則についての、いろんな議論がなされているようであります。

今お尋ねはこの今あの校則の見直しの動きが全国的にあるけれども、その背景にはどういうものがあるんだろうというお尋ねであります。自分なりに考えてみましたけども、4点ほど申しあげてみたいと思います。

まず第1点は、各学校の校則が制定された時期ですね、結構古い時期に制定されておまして、適切に見直しがなされていない実態があると思います。そして今の世の中の価値観や時代感覚からずれているものもあり、それに対しての生徒や保護者等の反発もあるんじゃないかと思います。

第2点は、その校則が上からの一方的な押しつけ、そういう受けとめ方をしている生徒・保護者等もいらっしゃるんじゃないかなと思います。

3点目は、生徒・保護者の人権感覚、あるいは人権意識の高まりがあるんじゃないかと。それに照らし合わせた時に今の校則は何だと、そういう思いも背景にあるんじゃないでしょうか。

最後4点目は、校則関連の訴訟が全国的に起きております。例を挙げますと2017年に大阪の女子高生が生まれつきの茶色の髪なのに、しゃんもで黒に染めろと学校が強要した。非常に苦痛を味わったということで訴訟を起こしております。そのことを受けて文科省が各学校にですね、校則の積極的な見直しを求めているという、こういった背景があるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今教育長の答弁、まさにご指摘のとおりだというふうに私も思っておりますが、二つ目にですね、本町小中学校校則に問題点はないのか。あるとすればどのように改善されるのかということなんです。

実はですね、私たちの党は校則プロジェクトを立ち上げて、今校則アンケートの取り組みを始めました。それは学校をですね、一方的に批評するっていうことではなくて、何よりも子どもの権利を守るためにそういう声を聞くことが必要だっていう判断から行っているわけですが、まだ全体のまとめは出来てませんが、このアンケートの当初に寄せられた皆さんの声っていいですか、そのようなことを若干紹介したいと思うんです。

まず中学生、高校生にアンケートを求めたもので、あなたの学校の校則や決まりで疑問に思うことはありますかというのがあるが80%を超えています。そして校則や決まりがあることで、あなたの気持ちや日常生活にどんな影響がありましたか。これ複数回答ですけど、一番多いのは監視されているようで窮屈。その次がとても疲れる。それから頭髪、服装、持ち物の指定までされて、そういうのが嫌だっていうそういうのがあります。それと同時に、逆に安心できるようになるっていう声も15%程度あってますし、特に影響ないっていうのも23%の子ども達が回答をしています。ほすと校則や決まりを変えたらいいのっていうふうに思うことがありますかって、あるっていうのは84%子ども達がそういうふうに解答しています。

それからこれは保護者向けのアンケートの中間です。校則に生徒の意見を反映させることについてどう思いますか。反映させた方がいいというのが91.8%です。その中には、そんな必要はないというのもありますし、そもそも校則が必要な前提の質問がおかしいっていう、そういう回答もあっておりますし、そもそもルールができた背景や目的について子ども達に理解をさせてるのかっていう、そんな声なんかもあっています。

それから教職員向けのアンケート。これはですね、勤務校の校則や決まりについて疑問に感じたことはありますか。あると92.5%の先生方が答えています。そこにその中でですね、

校則は少なくして、子ども達の自治の力で集団生活を送るようにすべきではないかという声とか、あるいは憲法で尊重すると謳われている個人について、その本質を理解していない教員が多過ぎる。管理職から言われるため、校則指導はやりたくなくてもやらざるを得ない。そんな回答も寄せられております。

そこでですね、本町の小学校でも多良木っ子の暮らし、黒小良い子のきまり、1・2年・3年生用と4・5・6年生。久米っ子の決まり家庭編と学校編あります。学校内や家庭での生活について、きめ細やかな決まりが記されております。中学校では生徒指導からよりよい学校生活を送るためにという生徒指導推進に向けての文書が出されているようです。

これ教育長にいただいた資料ですが、特にその中で保健に関することで、ティッシュ・ハンカチは常に携帯する。これはこれで当然その方がいいんですが、二つ目には頭髮、女子の前髪は眉までくらいとする、後ろ髪は裾の線を揃えて肩に触れない程度とし、肩に触れた場合は必ずくくる。パーマ等はしない。染色、脱色、眉剃り等はしない。これはその方がいいなと思うんですが、特にこの服装の問題については、女子の髪が肩に触れた場合、必ず以下のものでくくること。ゴム紐、ヘアピン、パッチン止め、色は黒、紺。果たしてそこまで本当にそれをする必要があるのかなと私も思いました。

頭髮の自由化は平成11年の2月20日、そしてその中で生徒会で以下の五つの約束を決めているってということで、パーマをかけない。整髪料は使用しない。染色・脱色しない。自由化になっても生活と態度が崩れないようにする。学習、スポーツの妨げにならない中学生らしい清潔な髪型にする。中学生らしいって言うのはいったいどういうことを言うのかっていうのをちょっと私もちょうとあの首をかしげてしまいましたけれど。その他に、男女共、前髪は眉毛が見える長さ、眉剃り禁止。男子の鬢の長さは耳にかからず、極端に短くしたり長くしたりしない。女子の髪は肩に触れる程度の長さとし、長い場合・制服のラインにかかる場合は、先ほど言ったように、ゴム紐・ヘアピン・パッチンで色が黒・紺というふうになっているようです。

更に服装でズボン、裾幅は身長に応じて20cmから25cmっていうのがありますし、ベルトは黒、茶、紺の革、布、ビニール製の無地とする。ソックスは白の無地。またソックスの長さはくるぶしが完全に見えない長さとする。それからズボンが下がらないようにベルトは腰骨より上でしっかり止めるというのがあります。スカートの裾丈は膝が隠れる長さとする。ストッキングの場合はベージュ、黒、紺とする。ソックスは白の無地とする。またソックスの長さはくるぶしが完全に見えない長さとする。ルーズソックスは認めない。髪どめに使えるものはゴム紐、ヘアピン、パッチン、色は黒か紺とする。靴下は安全性を考慮し、くるぶしの見えるソックスは禁止というふうに見事にあのきめ細かい基準ですね、色々決めとりをされておまして、これはちょっとっていうふうにも思っただんですが。

それでですね、生徒指導部でこういう今述べたようなことをですね、きちっと検査をするために、色んなことが行われているようですが、そのことですね、幾つかちょっとお尋ねしたいんですが、まずこの定期検査は、いつ誰がどのような方法でなされているんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

中学校の定期的な服装、頭髮検査につきましては、制服の衣替えの時期、年2回行われております。

検査方法につきましては、学年単位で行いまして、男子生徒は男性職員が、女子生徒は女性職員が目視にて確認を行っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） この検査については今定期的な検査についてお尋ねしたんですが、

この指導の文書によりますと、授業や学活等でも随時確認をしていくというふうになっているようですね。

それで二つ目ですが、その検査で不適切と判断される生徒は、どの程度、割合見受けられるのか。またそれらの生徒にはその場でどのような指導がなされるのか。そのことは保護者に通知されるのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

中学校に確認をしましたところ、不適切な生徒は若干名、小人数であるとの回答でありました。

制服については意図的に違反したのではなく、成長により不適合となったものがほとんどであります。頭髪については不適合となる場合がありますが、生徒本人には不適合となった点の説明を行い、改善を促しております。

保護者へは通知という形ではなく、電話等で連絡を行い不適合の理由を説明し、改善についての理解を得るように努めています。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） もう1点伺います。

その際にですね、頭髪や服装が不適というふうになった場合に、適切な処理を求められても、保護者の経済的な事情で即時に対応できない場合があると思うんですね。

そういうケースがあるのか、無いのか。またあった場合には対応はどのようになるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

現在のところそのようなケースはですね、確認をしておりません。

もしあった場合、改善までの期間の猶予を検討するとともに、制服については、学校管理予備の貸し出しの対応も可能であります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこで教育長に伺いたいんですが、校則問題は何よりも人権尊重を土台にして、時代に応じたあり方を問ながら、まずは生徒自身も理解納得をして、そして教職員や保護者も子ども達の権利や成長をサポートする、そういうできるものでなければいけないというように私思うんですね。

校則は学校が決めるっていう点では、教育行政としては介入しづらい側面もあると思うんですが、しかし学校を管轄する立場として、子ども達の安心安全を保障することは行政の重要な仕事だというふうに思うんですね。

そこでこの校則問題に今後、教育長どのように取り組んでいかれるのか。その辺の所信も含めて何かございましたら答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） この校則の問題につきまして、今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねであります。

先ほど申しあげましたけども、この校則の見直しの背景にはですね、やはり児童生徒、保護者等が押しつけられた校則、そして一方的に守らされている校則、そういう受け止めがやはりあるのではないかなと思います。それと時代感覚にそぐわない、あるいは人権意識、人権尊重されてない、そういう項目も入ってるのか、そういう思いもあるのではないのでしょうか。

そういうことを踏まえますと、今後は、とても大事なことは、やっぱり生徒の主体性を持った見直し、主体性を持った見直しをすることが非常に大事であると思っております。

そのためにはですね、1番いいのはやっぱり生徒会、生徒会が校則に関する問題点を把握して、それを問題提起する。毎年、生徒総会ございます、まあ臨時を開いてもいいんですけども。生徒会の執行部の方から提起された校則の問題について、各学級で討議をする。その討議された内容を学級の代表が総会に持ち寄る。そして全体で協議をすると、そういう方法もあります。

それから生徒会だけでなく、校則検討委員会等を立ち上げてですね、生徒が主体になって呼びかけて、先生、保護者、こういう方々にも呼びかけて、場合によっちゃあ、民生児童委員さんとかそういう方も入ってもらってもいいですよ。そういう方々が検討委員会のメンバーとなって、多角的な観点から校則を見直してみると。そうした取り組みによって校則をつくり上げていくと、やっぱり生徒が主体的になって、そして呼びかけて色んな知恵をいただいて、自分達で作上げた校則であると。先生や大人から押しつけられたものではないと。そういう感覚を持てるんじゃないでしょうか。

要するにやっぱり集団的な自治能力、これを育てることも非常に大事ですので、そういう校則を検討していくちゅうことは、そういう集団的な自治能力を高めていく一助にもなると私は思ってます。

本当は校則なくてもですね、子ども自身が主体的な判断でもって、そして色々洋服を選択したり、行動していくのが1番理想的でありますけれども。まだまだ成長途上の過程でありますので、そこまではいかないかもわかりません。しかし、そういうのはだんだんできるように、上の学年になるに従ってできるようにになっていくのが本来の成長の姿だろうと思います。

ちなみに、外国の学校の状況はどぎゃんかなあと調べてもいます。私はチェコスロバキアに3年、インドネシアに2年住んでまして、現地の学校の先生方と情報交換等も行いましたけれども、チェコスロバキアの場合はロシアの影響とドイツの影響ですね、これを色濃く受けてます。ですからそれを折衷したような考え方がありますけれども、ドイツは校則ありません。すべて服装とか、髪の毛とか、そういったものは個人の個人に所属する事項である。ですから学校は一切タッチしない。指導するとすればそれは家庭教育の分野である。親に責任がある。親が指導してくれと。学校は勉強を教えるところであると。それがきちんと分業されてるんですね。基本的には子どもが考えろということです。だから非常に主体性のある自立した子どもが育ってきますね。日本の子どもは校則を守れと言われてそれでそれ守って生きていっていますから、判断力、選択能力、あんまり育ちません。受け身ですよ。だからもっと子どもたちに考えさせて良いんです。

ちょっと余計なこと言いましたけども、そういうことを一応補足しております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 熱く語っていただいた教育長のイニシアチブを期待して、次の質問に移ります。

4番目のコロナ禍での医療体制ということであげております。一つ目の人吉球磨地域でのコロナ病床の稼働率について、現況はどうかということなんですが。

私が2月に開催された公立多良木病院議会の一般質問で、公立病院がこの間のコロナ感染にどのような役割を果たしてきたのかという質問をいたしました。それに看護部長が感染者を36名、これは管内だけではなく、大津町や菊陽町も含めて受け入れてきたという答弁がありました。それ以降、現在までに何名の感染者を公立病院受け入れてきたのか。また現在の受け入れ状況、そして人吉球磨地域での医療センターも含めての病床稼働率はどのようになっているのかということなんですが。

ちなみに県全体では、一昨日時点で県内病床使用率が21.6%、熊本市で37.4%になっております。これは非常にデリケートな問題ですから、答弁できない部分もあるかと思うんです

が、答弁が可能な範囲でお答えをいただければというふうに思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） はい、お答えいたします。

この件に関しましては、公立多良木病院の方に直接お尋ねをさせていただいたところですが、その回答といたしましては、基本的に医療機関での受け入れ状況というものにつきましては、感染者の個人情報保護としてプライバシー保護や誹謗中傷防止等の観点から、公表は控えさせていただきたいというふうに回答いただきました。

また、人吉球磨地域での病床稼働率ということでございまして、県の健康危機管理課それから人吉保健所にも確認をさせていただきましたが、5月末から保健所単位での公表をしている都道府県もあるようでございます。しかしながら、熊本県におきましては、県内全体と熊本市内のみの公表ということになっているようでございまして、残念ながら把握することができておりません。

念のため人吉医療センターへも問い合わせをしてみました。その回答といたしましては、人吉保健所に尋ねてくださいという回答のみで、残念ながら管内の状況については、把握することはできませんでした。以上でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次にですね、実は5月26日の公立病院の議員懇談会時に、多良木病院に今県から20床の増床と、重症者の受け入れ要請があっているような話がありました。もちろんこれは公式の話ではありませんが、それが現時点ではどのようなになっているのか。

私も病院側から回答文書をいただいているんですが、正確を期すために課長に答弁をいただきたいと思うんです。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） はい、お答えいたします。

この件に関しましては公表できるということでございますので、数字を述べさせていただきますと思います。

熊本県から公立多良木病院に対して20床の増床と、重症者の受け入れ要請があっていたが、現時点ではどうかという質問でございまして、令和3年4月の28日から即応病床といたしまして5床を増床されております。現在は20床になっているということでございます。

またそのほかに緊急時確保病床といたしまして、10床を確保しているという回答いただきました。この10床につきましては、あくまでも緊急時ということで、通常使う病床ではないということでつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次に二つ目のですね、コロナ対応に果たすべき公立病院の役割などについて、開設者協議会ではどのような議論や検討がなされているのか。

私は実はこの質問を行なっているのはですね、去年のコロナ感染の発生から現在までに、医療機関に入院要請や調整中に入院できないままに自宅で亡くなった感染者が全国で500人を超えたという、ショッキングなニュースがありました。人吉球磨地域でも散発ですが、現在も人吉、あさぎり、錦町とここ数日感染者が出ております。

この間、町民の方からですね、自分や身内、親戚から感染者が出たときに、すぐ入院して治療してもらえるとだろかっていう声とか、できれば近い公立病院が良かとぼってんという声をですね、たくさんいただくわけです。

そこでコロナ対応に果たす公立病院の役割や医療体制について、開設者協議会あるいは企業長、企業団でどのような議論・検討がなされているのか、町長あの協議会の会長ですので、その辺はイニシアチブを持っていろいろ取り組みをされてるんだと思いますので、その点についての答弁をいただきたい。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい。あの細かい、例えば感染の拡大状況あたりは、熊本県のページをネット検索していただければ、今何人程度と、それからどこでどれぐらい発生・発症して拡大してるっていうのは今、わかるというのはもう今、議員おっしゃったとおりです。ダイヤモンドプリンセス号の感染が広がったのは去年の2月だったんですが、コロナウイルス感染症対策については令和2年度から開設者協議会では情報をいただいております、いろいろ。

開設者協議会には事務長、それから経理部長、それから総務課長、医事課長、それとその都度会議の趣旨に応じて課長、担当課長出席しておりますけれども、その中で専門家は企業長だけです。一応その専門家の企業長のお話を伺ってるんですが、去年はですね、例えば6月から6月の2日と8月の17日と11月24日ですね、開設者協議会があります。で令和2年度に入りまして、あ3年度に入りましてからは、2月の12日の議会前、それから4月27日ということで開設者協議会を開催しております。今度あの9月に議会がある予定ですので、8月にまた開設者協議会あると思うんですが、何分四人とも開設者はマスコミとか、それから熊本県のホームページとかこちらで知りえた情報しか、そういう知識しか持っておりませんので、私たちがコロナに関して、色々とお話をするというのはなかなか私たちの知識の範囲内だけではなかなか難しくてですね。

ただ、企業長は非常に詳しいので、その都度ご意見は伺ってますが、企業長もあの人吉保健所の方ではもうそのそれ以上情報公開ができない部分も、ちゃんとご存じですんで、情報の公開できる範囲内でいろんなお話を伺ってます。例えば医師である企業長がこういうふうにしてますと。今、何階病棟にどれぐらいの方が入院されてます。病棟の病床数はどのぐらいですっていうのは言っただけなんですけど、それはそこだけでの範囲内でのお話で、外には出せない情報ということですので、そういう時には私たちはどうぞよろしくお願ひしますとかですね、そういうことしか言えないんですね。

例えば熊大とか宮崎大学、関連大学なんですけど、こちらの方にいろいろと専門の情報をその聞くにしても今もうコロナで一切来てくれるなということだもんですから、なかなかその辺の情報は人吉保健所が管理をしているということです。県の方で管理をしますので、県の方もですね、感染した場合、ご本人にしか言わないんですね。例えば学校でバツと保護者の方々に広がってしまうのは、ご本人が感染をしたということで、自分の子どもが学校にいつてるから、学校にお話を聞いて調べてくださいと言ったときに初めてわかるということだもんですから、できればそこらあたり私たちにもちょっと情報が欲しいなと思うこともあります、現実。

それによって町の方も対応をいろいろとっていけるのでというふうに思ってますが、やはり人吉保健所においては、熊本県においては、個人情報範囲内でしか情報出せないということですので、開設者協議会ではそういう情報をいただいているということはあるんですけど、私たちが提案してっていうことは今まではありません。

ただ、話、そうですね、ニュースの範囲内での話とかそういうのはあるんですけど、それから企業長に私たちが聞いたりすることはありますけれども、そこで論議をしてある一定の方向を決めるとかそういうことは今のところありません。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） どこかの総理大臣ではありませんが、ぜひ安心安全な医療体制を構築していただきたいと。で最後の質問に移ります。

これ特別障害者手当についてっていうことであげたんですが、これですね、ちょっと私もいろいろ調べてみて、なるほどこういうものがあつたのかっていうことで質問をするわけなんですけど、まず制度の内容や対象者などに丁寧な説明、周知を行って、障害者支援につながるような手だてが必要ではないかっていうふうに思いましたので、あえてこれあげたんで

す。

ていうのがこれですね、月額2万7,350円が支給される特別障害者手当。これ著しく重い障害があって、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に支給される国の制度っていうふうになってます。障害者手帳がなくても、障害一つでも受け取れる可能性があって、実は介護保険の要介護4、5の高齢者も受け取れる可能性があるという制度のようです。

この手当の受給者が約12万6,000人で、一方で介護保険の要介護4、5の人は、その10倍を超える約142万人というふうになってます。認定基準として、一つは腕や足などが不自由で二つ目に重い精神障害、認知症なども含めて5つの基準があるんですが、車いすで要介助の人の多くが対象になり、当然のことながら、医師の診断書をもとに県が認定をするというふうになっております。今大まかに述べたような制度なんです。

この手当についてはですね、今年4月の広報たらぎ、町からのお知らせで次のように紹介しています。お知らせの内容なんですけど、広報紙の紙面の都合でこれあの身体または知的、精神に重度の障害があり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の方が対象で、施設入所中で病院に3カ月を超えて入院している方は対象外ということなんですけど、この今ですね、説明だけではというのが、その上に障害児福祉手当っていうのがあって、全く同じ文言がありまして、これは20歳未満の在宅の方で施設入所中や障害による年金を受給している方は対象外というふうになってるんですけど、要するにまあこの内容だけでは、具体的にどのような方が対象になるのか、どのような障害が該当するのかっていうのは理解できないのではないかっていうふうに思いました。

これ町のホームページには詳しく紹介されているんだろうと思うんですが、高齢者や障害を持った人たちが内容を知るのとはなかなか困難だというふうに思うんですね。その部分で、この点について、一体どのように、そのまあ紙面の都合で恐らくこういうふうになってると思うんですが、その辺も含めてどのようになっているのか、まずちょっと伺いたいと思うんです。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

議員ご質問の、広報たらぎの内容だけでは支給対象者がわかりにくいということですが、こちらにつきましては、広報たらぎには対象の要件と、あと支給額のみ掲載されました。

どのような方が対象になるのか、また判定基準がどうなっているのかなど不明りょうなところがありまして、ご指摘のとおり、わかりにくいと感じております。

特別障害者手当の申請に当たりましては所得の要件、また政令で定められた障害の状態の基準が定められておりますので、今後はそのような要件ももう少し詳しく掲載して、制度の周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次にですね、今年3月発行の第5期多良木町の障害者計画によりまして、町民福祉課資料平成31年度末現在でこの手当の支給状況が、身体障害者手帳を持っておる方が6名、療育手帳所持者が2名の8名となっておりますが、令和2年度末での支給状況、いったいどのようになっているんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

令和2年度の受給者数ということでご質問がっておりますけれども、令和2年度末から現在までに受給者の人数が若干変更がっておりますので、最新の数値で答弁させていただきたいと思っております。

現在12名の方が受給されております。その内、障害者関係の手帳の所持の状況としまして

は、身体障害者手帳のみを所持されている方が 7 名、身体障害者手帳と療育手帳両方を所持されている方が 2 名、障害者関係の手帳をお持ちでない方が 3 名となっております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） もう 1 点伺います。

本町で介護保険の要介護 4 と 5 に認定される方で、この手当が支給される可能性がある人が一体何名おられて、そのうちこの手当の受給者が何名か、受給者は今報告があった数字だと思うんですが、要するに要介護 4 と 5 の方達が何人おられるのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

要介護者、また要介護 5 の方で在宅で介護サービスを受けられる方を抽出しております。

要介護 4 の方が 31 名、要介護 5 の方が 15 名、合計の 46 名の方がおられます。

そのうち特別障害者手当を受給されている方は、要介護 4 の方が 2 名、要介護 5 の方が 1 名、合計 3 名の方が受給されております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） もう 1 点伺います。

今答弁があったとおりになんですが、要介護の状態をですね、現時点で最も把握されているケアマネジャーや介護支援専門員のそういう協力を得ながらですね、戸別訪問などでこの制度の中身を丁寧に説明して、該当者の支援につながるような対策は打てないのかどうか。その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） お答えいたします。

個別訪問におきまして、制度の周知などは行っておりません。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 最後に町長に伺います。

今までのやりとりをお聞きになって、町長何かお考えになってると思うんですが、コメントをちょっといただきたいと思うんです。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今伺っておりますですね、課長の答弁のとおり、あの記事だけではなかなかわかりにくいかなというふうに思ってます。で、今度はもうちょっと詳しくですね、どういう方が該当するのかということについて、周知をしていきたいというふうに思ってます。

月額、今議員おっしゃったように、3 万、あ、2 万 7 千円ですかね、ですよ。2 万 7 千円ちょっとですね。ということは年間 32 万ちょっとぐらいの金額になりますので、これはかなり大きな金額ですよ。

判定は県がされて、それを国に進達されるということのようですよけれども、今 12 名ということをお聞きしましたけれども、そうですね、これは言われるとおり、大切なことですので、該当する住民の皆さんに対して、わかりやすい周知方法というのをちょっと課と協議をして考えていきたいと思えます。

腕や足などが不自由とかですね、これあの参考資料をちょっともらいましたけれども、それから精神障害、認知症ですね、それから障害が重なってる方とか、臓器などの疾患も該当するようですね。であの年収が 518 万円以下ということですので、これはもう年収に関しては殆どの方が、ご高齢の方とかですね、障害者を持っておられる方、家庭では、これは 518 万円以下だったら該当するのかなという気もいたします。

診断書を出すときにですね、ちょっとお金がかかりますけれども、そこを診断書を出して

例えば該当しなかったっていう場合がないようにしなくちゃいけないと思いますので、そこあたりちょっと課の方と協議をして、住民の方々ですね、例えばこれ年間に 32 万収入があれば随分皆さんも助かられると思いますので、そこあたり、住民の方に対する周知の仕方をちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 様々な支援制度がですね、あっても、申請主義の場合は制度の仕組みや内容が適切に伝わらなければ申請に繋がりません。

とりわけ社会的に弱い立場にある町民に対しては、親切丁寧な情報発信と相談の充実などを図って、困った人にやっぱり優しいそういう行政にですね、そのためにさらにですね、力を尽くしていただきたいと、そのことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（高橋 裕子さん） これで 9 番久保田武治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

疲れ様でした。

（午後 2 時 05 分散会）